

鳥海中学校 いじめ防止基本方針

「いじめに対する基本的な考え方」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）
本校では、こうした非人道的な決して許されない行為の絶無に向けて、「いじめはどの生徒にも、どの学級でも起こりうるという危機意識」を全職員で共有し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に全力で努めることとする。

「いじめ対策委員会」

○校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○研究主任
○学年主任 ○養護教諭 ○関係学級担任 ○スクールカウンセラー

「いじめの防止」

(1) いじめ防止に関する体制づくり

- ・生徒指導に関わる緻密な情報交換と情報を共有する。（運営委員会／週）
- ・いじめの「認識・防止・対応」に関する校内研修を実施して、職員のいじめに対する危機管理意識の向上と継続、更には資質向上を図る。
- ・学校生活アンケートや個別面談で得た情報をもとに、「生徒を語る会」を実施し、即時対応や組織対応の指針を明確にする。

(2) 学級経営の充実

- ・「手厚い・触れあい」を軸にした学級経営の充実を図り、生徒と教師、生徒同士の信頼関係の構築を図る。
- ・Q-U調査や生活アンケートの実施により、生徒の人間関係や交友関係等の積極的把握に努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携による「アサーション」の実施により、「自他のより良い関わり方」についての学習機会を保障する。
- ・プロジェクト委員会や話し合い活動を計画的に実施し、リーダー、フォロワーの育成を図り、自治的な集団づくりに努める。

(3) 確かな学力を育む指導

- ・「分かる・できる」を実感できる授業の実践を目指し、一人一人の生徒伸ばすための生徒理解と人間関係の構築を図る。
- ・「命の大切さ」や「正義や公正を重んじる心」の醸成のために、「考え、議論する道徳」を核としたや道徳教育の充実や、行事・体験活動と日常生活との関連性の中で自尊感情や自己有用感の醸成を図る。

(4) 生徒会主体による自治的活動の展開

- ・意見箱等の設置で、生徒自らが情報収集に努め、より良い学校づくりに向けた取組を推進する。
- ・「いじめ撲滅」をテーマにした生徒集会を実施する。

(5) ネットやメールへの対応

- ・アンケートによる状況調査と、情報モラルに関する指導の強化を図る。
（教科授業、ネットトラブル防止集会、保護者への啓蒙）

「早期発見」

- ・週一度開催する運営委員会において、いじめや生徒指導上の諸問題に関する緻密な情報交換を行う。養護教諭からは保健室での生徒の様子についての情報の提供を受け、多面的・多角的な生徒理解に努める。
- ・各期（年間V期）に応じて、いじめに関するアンケートを実施し、早期発見に努める。
- ・生徒の話題が飛び交う職員室づくりに努め、情報交換や情報を共有しやすい教職員集団の育成を図る。

「いじめに対する措置」

- ・いじめに関する情報を得た場合は、担任や学年部が中心となり事実確認を速やかに行うとともに、被害的立場にある生徒への最大の保護と支援を施す。また、その情報に対しては、速やかに管理職へ報告する。
- ・いじめの事実を確認した際は、早急にいじめ対策委員会を開いて、今後の対応について協議する。
- ・加害生徒に対し、即刻いじめ行為を止めさせる指導の他、保護者に対しても併せて継続的な助言を行う。また、被害生徒とその保護者へは日々の情報交換をより一層行い、学校生活への安心感とより良い人間関係の構築に向けた最大の支援を施す。
- ・周囲の生徒に対しても、いじめは「絶対許されない事」「あってはならない事」「見過ごしてはいけない事」を再度認識させ、いじめ根絶のための態度を育成する。
- ・「重大事態」に発展しかねない犯罪的行為については、警察・児童相談所等々の関係機関と連携を図りながら対応する。

「保護者や地域との連携」

- ・PTAや評価委員会等での話題とし、協議したり情報発信に努めながら、いじめ撲滅に向けた意識の向上と学校保護者間の連携強化を図る。

「関係諸機関との連携」

- ・県SSWの協力を得たり、警察・児童相談所の他、状況によっては、地区民生児童委員や福祉協議会等との連携を図りながら対応する。